アニマルトラップ(小型艦)貸出に係る注意事項

① 貸出基準 農作物・生活環境被害がある個人

② 貸し出し期間 許可期間中に限ります。

③ 貸し出し理由 農作物・生活被害等の軽減のために限ります。

(万全の自己防除の実施が大前提です)

④ 捕獲対象動物 捕獲許可を得た獣類に限ります

⑤ 設置に係る管理 借用者が適切な管理を行ってください。

イ. 維持管理

ロ. 餌付けの管理

ハ. 安全管理

⑥ 捕獲獣の処理

イ. 捕獲時は農林水産課鳥獣害対策係へ必ず連絡し、 許可番号をお伝え下さい。

- ※当日の引取りにつきましては12時までにご連絡お願いします。12時 以降の連絡につきましては、翌日引取り対応とさせていただきます。
- ロ. <u>引取り時間については、電話にて調整させていただきますが、</u> 他業務の兼合いから、ご希望に添えない場合がございます。 調整がつかない場合はこちらで立入り、引取りさせていただきます のでご理解、ご協力願います。
- ハ. 土日祝及び年末年始は原則引取りが出来ないので 停止するように、お願いします。。
- 二. 対象外獣の放獣。(イヌ、ネコにつきましてはご自身で放獣お願いします。)
- ⑦ 返納 イ. 許可期限については、許可年度内とします。(必要に応じて更新可)
 - ロ. 利用を停止される場合は、洗浄して農林水産課鳥獣害対策係に連絡ください
- ⑧ 檻設置場所への検査 貸し出し檻の適正活用について定期的な検査を実施しますので、設置場所への立ち入り等に協力ください。
- ⑨ 禁止事項 イ. 申請場所以外への設置及び移設
 - ロ. 他人への又貸し
- ⑩ 強制(撤去)返却 上記のことが遵守されない場合は、強制的に(撤去)返却となります。

農林水産課島獣害対策係